

高知工業高等専門学校自己点検評価委員会規則

制 定 平成22年 9月16日

一部改正 平成28年 2月18日

(設置)

第1条 高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、点検評価に関する事項を審議するため、高知工業高等専門学校自己点検評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検評価に関すること
- (2) 外部評価に関すること
- (3) 認証評価に関すること
- (4) 専攻科における教育の実施状況の審査に関すること
- (5) JABEEの技術者教育プログラムの認定に関すること
- (6) 中期計画・年度計画の点検及び評価に関すること
- (7) その他点検評価に関すること

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- (3) 専攻科長及び副専攻科長
- (4) ソーシャルデザイン工学科長、基礎教育長、副基礎教育長及び各コース長
- (5) 事務部長
- (6) その他校長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、教務主事をもって充てる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会に第2条各号に定める事項を調査検討するため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、点検及び評価に関し必要な事項は、委員会が別に定め

る。

附 則

この規則は、平成22年9月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月3日より施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。